

第3章 基本構想

- 第1節 計画の基本的な考え方
- 第2節 基本目標
- 第3節 施策の体系
- 第4節 日常生活圏域の設定

第3章 基本構想

第1節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第7期結城市高齢者プラン21」では、平成23年に策定した「第5次結城市総合計画」における保健・福祉分野の基本目標である「ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実」と第7期計画の基本理念である「心と心で織りなす ふれあいのまち 結城」を実践するため、各種の高齢者施策に取り組んできました。

近年、高齢化の進行や社会環境・経済状況の急激な変化に伴い、多種多様な課題が浮かび上がってきています。さらに、高齢者を取り巻く環境が大きく変容する中で、災害の発生や感染症の流行などにより、社会不安が増大してきている現状があります。こうした状況下においては、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域づくりを、一層進めていくことが重要となります。

本市においてもひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができるよう、日常生活を支える地域包括ケアシステムを充実させていきます。

そして、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、地域共生社会の仕組みづくりを進めることで、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第6次結城市総合計画」における保健・福祉分野の基本目標「みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉」を目指します。

そこで、新たに策定する本計画においても、第7期計画の基本理念を引き継ぎ、同じ想いで結ばれている市民一人ひとりが、心と力を合わせてともに支え合うふれあいのまちの実現を目指し、『心と心で織りなす ふれあいのまち 結城』を基本理念とします。

基本理念

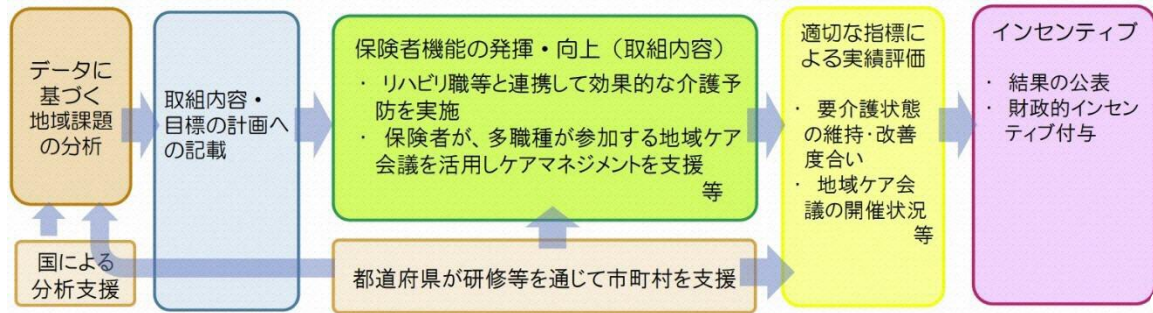
**心と心で織りなす
ふれあいのまち 結城**

2 介護保険制度の主な改正内容及び計画策定のポイント

(1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供される仕組みづくりを強化することを目的としています。

自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進



- 主な法律事項
- ・ 計画策定にあたり、地域課題の分析の実施（国提供の地域包括ケア「見える化」システム等の活用）
 - ・ 計画書に、介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標を記載 → 目標達成状況の公表及び報告
 - ・ 都道府県による市町村支援の規定の整備
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

資料：厚生労働省ホームページより

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

○市町村による、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりに関する規定

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

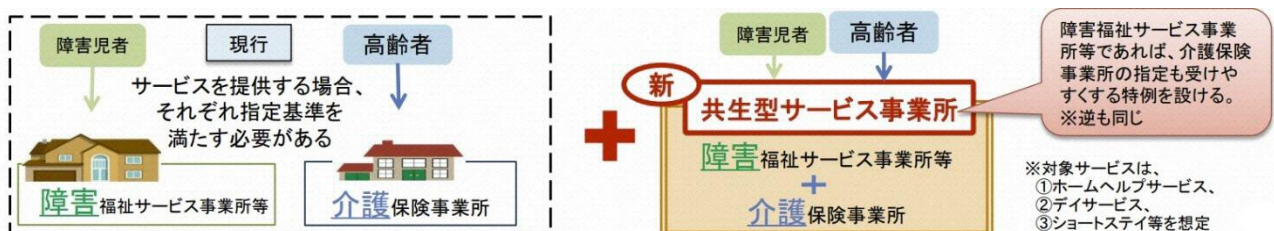
○地域福祉計画の充実

- ・ 福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

○新たな共生型サービスの位置づけ

- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たな共生型サービスを位置づけ

新たな共生型サービスの考え方



資料：厚生労働省ホームページより

(3) 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日)

「地域包括ケアシステムの推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」をより深化・推進するため、令和元年12月に介護保険部会(厚生労働省社会保障審議会)において提出された意見書のうち、国の基本指針の検討にあたって考慮すべき要素として掲げられている事項は以下のとおりです。

- ・介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)について
- ・保険者機能の強化(地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)
- ・地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)について
- ・認知症施策の総合的な推進について
- ・持続可能な制度の構築・介護現場の革新について

(4) 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(平成28年12月26日一部改正)

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」のうち、国の基本指針の検討にあたって考慮すべき要素として掲げられている事項は以下のとおりです。

- ・医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場の設置について
- ・病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量における医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保と医療・介護の提供体制の整備について

(5) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年6月12日公布)

地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、以下の措置を講ずることとされています。

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ・介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ・社会福祉連携推進法人制度の創設

第2節 基本目標

目標1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

高齢者が最期まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。

また、高齢者や家族が安心して暮らせるよう医療・介護の連携の推進を図るとともに、認知症の人も含めたすべての高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けられる環境づくりや地域づくりを支援します。

そして、高齢者のみならず、すべての市民が互いに支え助け合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

目標2 すこやかな生活と生きがいづくり

高齢者が健康で自立した生活を送れるように、保健事業と介護予防事業について一体的に取り組んでいきます。

また、ひとり暮らし高齢者等の生活支援や、家族介護者の負担軽減について、各種サービスの充実を図っていきます。

さらに、高齢者が社会参加や生涯学習活動などにより、生きがいや社会的役割を持ち、さまざまな分野でいきいきと活動していけるよう支援していきます。

目標3 介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域の特性に応じた介護サービス基盤の整備を推進していきます。

また、利用者が安心して介護サービスを受けることができる体制づくりと、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

さらに、介護サービス事業所と連携を図り、介護サービスの質の向上や人材確保の支援、介護給付の適正化を推進し、介護サービスの適正な提供に努めていきます。

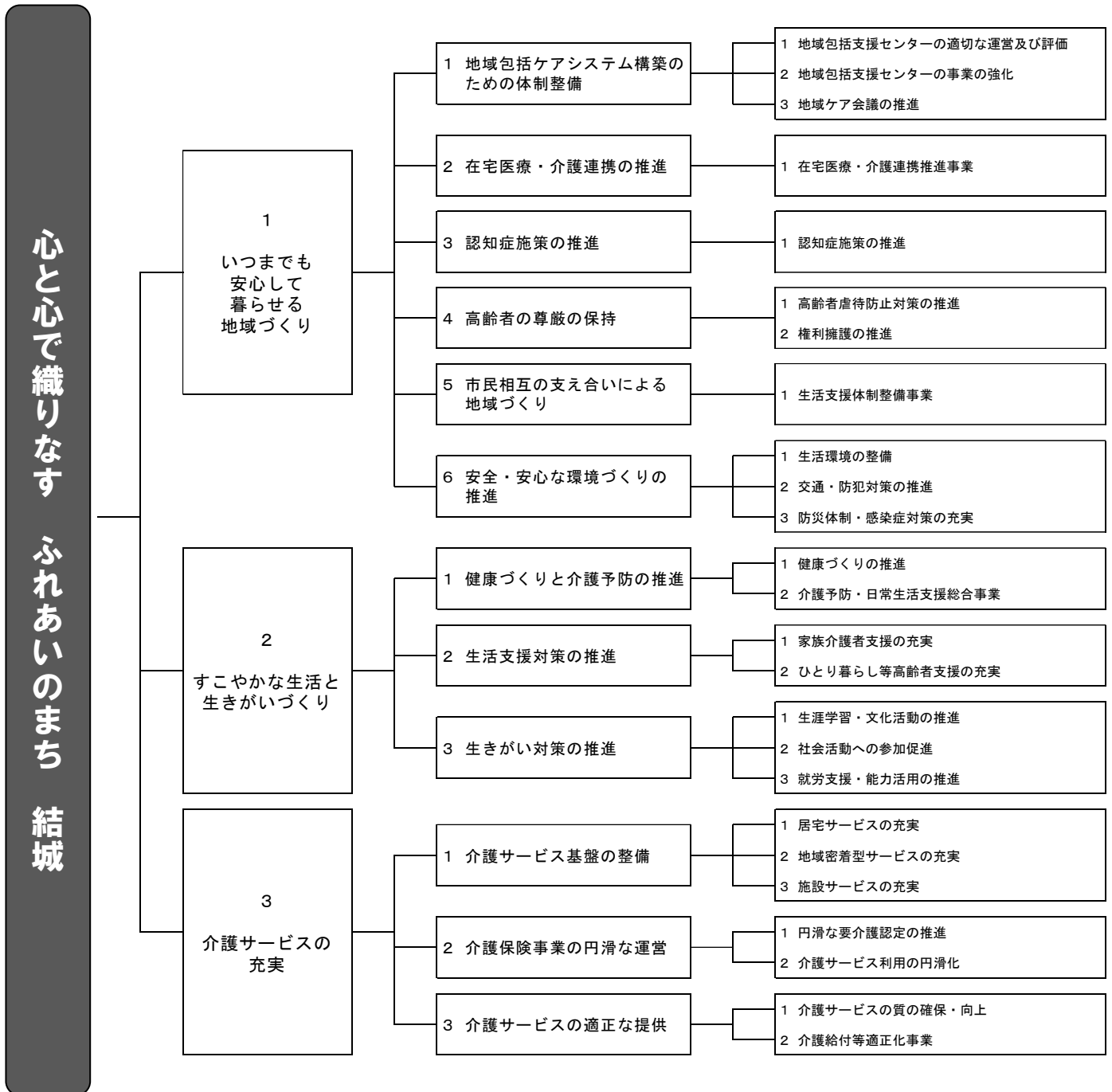
第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

主要事業等



第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民の生活を支援する基盤を身近な生活圏域で整備するために、地理的条件や人口、交通事情などを勘案して、本市をいくつかの地域に分けたものです。

本市の日常生活圏域は、第3期計画から中学校区をベースに設定した東地区、西地区、南地区の3地区としています。近年、区画整理事業により住環境が整備されている西地区の人口が増加していることなどから、各日常生活圏域の高齢者人口の変化に対応するため、第8期計画から、以下の一部の行政区について日常生活圏域の変更を行います。

- ①辻堂、下り松三丁目、四丁目、六丁目 西地区 ⇒ 東地区
- ②片蓋 西地区 ⇒ 南地区

1 日常生活圏域の現状

単位：人

地区名	東地区	西地区	南地区	合計
中学校	結城東中学校	結城中学校	結城南中学校	3校
小学校	結城小学校 絹川小学校※	結城西小学校 城南小学校 城西小学校	上山川小学校 山川小学校 江川北小学校 江川南小学校	9校
人口	16,959	22,210	12,160	51,329
男性	8,415	11,279	6,278	25,972
女性	8,544	10,931	5,882	25,357
高齢者人口	5,232	5,874	4,149	15,255
男性	2,319	2,662	1,952	6,933
女性	2,913	3,212	2,197	8,322
高齢化率	30.9%	26.4%	34.1%	29.7%
男性	27.6%	23.6%	31.1%	26.7%
女性	34.1%	29.4%	37.4%	32.8%
要介護認定者数	644	676	556	1,876
要支援1	124	110	85	319
要支援2	118	98	100	316
要介護1	143	101	87	331
要介護2	88	110	86	284
要介護3	79	106	91	276
要介護4	65	97	71	233
要介護5	27	54	36	117
要介護認定率	12.3%	11.5%	13.4%	12.3%

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

※東地区には、結城南中学校区の一部（絹川小学校区域：中、泉、林、鹿窪）を含みます。

2 日常生活圏域の施設一覧

単位：箇所

地区名	東地区	西地区	南地区	合計
地域包括支援センター	1	1	1	3
居宅介護支援事業所	4	6	3	13
訪問介護事業所	4	2	1	7
訪問看護事業所	1	1		2
通所介護事業所	2	5	4	11
通所リハビリテーション事業所	1	2		3
短期入所生活介護		2	2	4
短期入所療養介護	1	1		2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		1		1
地域密着型通所介護事業所	1	2	1	4
認知症対応型共同生活介護事業所	1 (18床)	2 (27床)	3 (27床)	6 (72床)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		1 (150床)	1 (100床)	2 (250床)
介護老人保健施設	1 (90床)	2 (150床)		3 (240床)
介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）			1 (97床)	1 (97床)
住宅型有料老人ホーム	1 (84床)	1 (23床)		2 (107床)
サービス付き高齢者向け住宅	1 (24床)	1 (56床)		2 (80床)
養護老人ホーム			1 (40床)	1 (40床)
軽費老人ホーム		1 (50床)		1 (50床)

※各施設の設置状況は令和3年1月1日現在

地域包括支援センターについては、令和3年4月1日からの設置予定に基づき記載しています。

日常生活圏域図

